

## 2016年03月22日：平成28年条例予算特別委員会

○楠委員 私は、公明党福岡市議団を代表して、野良猫対策、地域猫活動について、LGBT、性的マイノリティーへの支援について質問する。私自身、野良猫の相談を幾つも受け、内容も猫そのものの問題から、複雑に絡んだ人間関係にまで及ぶことがあり、なかなか解決の糸口が見つからないのが野良猫問題である。鳴き声がうるさい、庭にふんをされる、逆に猫が襲われる、去勢手術をしている猫を世話しているのに罵声を浴びせられるなど、地域の中で猫の数が多くなると社会問題化してくるが、市内に野良猫は何頭いるのか。

△保健福祉局長 市内の野良猫の正確な生息数は把握していないが、他都市で過去に行われた調査の生息密度から計算すると10万頭程度と推定される。

○楠委員 野良猫対策の28年度予算額と事業内容を尋ねる。

△保健福祉局長 28年度の野良猫対策の予算額については、主として猫及び犬を対象とする動物愛護に関する予算7,883万円余に含まれており、この中で事業を実施していく。事業内容については、地域猫活動支援事業として、特に活動開始時の地域の組織体制づくりのための支援に重点を置くとともに、野良猫への給餌者に対する指導啓発を行うものである。さらに28年度からの新規事業として、動物愛護管理センターに収容された離乳前の子猫について、市民ボランティアに飼育を依頼し、譲渡可能な月齢まで育てることで譲渡を推進する事業にも取り組んでいく。

○楠委員 地域猫活動支援事業の中で、野良猫をふやさない対策となる不妊去勢手術の予算額について、28年度も含めた3年間で示されたい。

△保健福祉局長 地域猫及び譲渡犬猫の手術経費を合わせた金額は、26年度557万円余、27年度668万円余、28年度663万円余である。

○楠委員 野良猫をふやさない対策として行ってきた不妊去勢手術頭数の推移について、直近の3年間で示されたい。

△保健福祉局長 地域猫の不妊去勢手術頭数は、24年度341頭、25年度312頭、26年度436頭である。

○楠委員 26年度は436頭の手術が行われているが、10万頭の野良猫に対して効果があるのか疑問である。野良猫は1回の出産で何頭子猫を生むのか。また、年に何回出産するの

か。

△保健福祉局長 一般的に猫は1回に3～5頭出産し、1年に2～3回出産されている。

○楠委員 雌猫の移動範囲はどれくらいか。

△保健福祉局長 諸説あるが、500メートル四方程度と言われている。

○楠委員 雌猫は犬のように遠くまで移動することはないため、ほぼ同じ地域にすみつく。1頭の雌猫から、8カ月目で7頭、1年半で30頭以上にふえる計算もある。生まれてきた子猫も6カ月を過ぎると出産するため、ネズミ算式に猫がその地域にふえていく。26年度、動物愛護管理センターで引き取られた猫の数と、殺処分された猫の数を尋ねる。

△保健福祉局長 26年度に動物愛護管理センターに收容された猫の頭数は534頭である。また、猫の殺処分頭数は、統計上、收容中死亡したものも含め424頭で、このうち離乳前の子猫が342頭である。

○楠委員 10年前と5年前に、動物愛護管理センターで引き取られた猫の数と殺処分された猫の数を尋ねる。

△保健福祉局長 動物愛護管理センターに收容された猫の数は、16年度が3,016頭、21年度が2,034頭である。また、猫の殺処分頭数は、統計上、收容中死亡したものを含めて、16年度が2,982頭、21年度が1,977頭である。

○楠委員 10年前はなぜ約3,000頭も猫を引き取ることができたのか、逆に26年度はなぜ534頭に減少したのか。

△保健福祉局長 16年度の收容頭数が約3,000頭となっている理由については、当時は動物管理センターが現地に出向き、猫の引き取りを行っていたことなどが考えられる。一方、26年度に534頭に減った理由については、動物の愛護と管理に関する法律の改正により、引き取りを求める相応の事由がないと認められるときは、飼い主からの引き取りを拒否できるようになったこと、引き取りを行う場所を東部動物愛護管理センター1カ所に集約したこと、飼い主からの引き取りの際の手数料を徴収するようにしたことなどによるものと考えている。

○楠委員 10年前の平成16年当時、市民が野良猫をまとめて布袋に入れておけば、市が回収に出向いていったと聞いている。今はそのようなことはやっていないが、管理センターが引き取りを拒否すれば拒否するほど、殺処分も減少することになる。殺処分が減るとはいいことだが、一方で子猫は生まれ続け、引き取らなくなった猫は、毎年地域に残されたままになり、野良猫は減るどころかふえ続けているのではないか。市民からの相談では、「野良猫なんか犬のように保健所に連れていってもらえばいい。犬もそうやって解決したではないか」とよく言われるが、そのように解決できるのか。

△保健福祉局長 動物愛護管理センターでは、狂犬病予防法に基づき、放浪している犬の捕獲を行っているが、捕獲対象となる動物が犬に限定されており、猫を捕獲する法的根拠がない。

○楠委員 相談者からは、「餌をやるから野良猫がふえる。餌やりを禁止する掲示板を立てて取り締まれ」とも言われるが、この方法で野良猫が減るか。

△保健福祉局長 餌を与えないことによって、その地域の野良猫の数は減少するものと考えているが、猫への餌やりを禁止する法的根拠がないため、掲示板を立てても一部には餌やりを続ける人がいるのが実態であると認識している。

○楠委員 餌やりを取り締まる法律がない以上、餌やりは隠れて行われるようになるだけである。また、餌がなくても猫は生ごみをあさり、小動物を捕獲して生き延びる。猫は空腹で危険を察知すると、子孫を残すため繁殖本能が強くなると言われており、東北の震災があった年に野良猫の出産が多かったのはこの理由からである。即効性のある取り組みが見当たらない中、野良猫に対する苦情件数、苦情内容はどのようになっているのか、26年度と5年前を比較して示されたい。

△保健福祉局長 野良猫に対する苦情件数は、21年度の308件に対し、26年度は678件である。苦情内容は、多い順に、21年度が野良猫への餌やり、庭などへのふん尿被害、多頭飼育、26年度が野良猫への餌やり、庭などへのふん尿被害、ごみを荒らすことである。

○楠委員 野良猫の苦情件数は倍以上になっている。また、苦情内容にごみを荒らすという項目が上がっているが、野良猫の繁殖本能が強くなっているのではないかと気がかりである。野良猫に関するさまざまな問題を解決するため、本市が取り組んできた事業が地域猫活動であるが、活動内容と効果を示されたい。

△保健福祉局長 地域猫活動については、地域住民が主体となって周辺住民の理解を得た

上で、野良猫に不妊去勢手術を受けさせ、トイレや餌やりの時間を決めるなど、一定のルールに従い猫を世話することで問題解決を図っていくものである。効果については、地域猫活動に対する理解が進むとともに、猫の頭数や苦情の減少につながる地域も出てきているところである。

○楠委員 地域猫活動が進んでいけば、野良猫の問題解決とともに地域の活性化にもつながる、大変いい事業だと考える。現段階では、猫の殺処分を減らし、野良猫問題を解決させていくには、この事業を広げていくしか方法はない。現在も活動している地域猫活動の指定地域数は幾つあるのか。

△保健福祉局長 26年度末までの指定地域数は60であり、そのうち現在も活動している地域数は45である。

○楠委員 21年度から始まった地域猫活動の指定は、5年間で45地区である。1町内会が基本となっているため、市内に約2,300ある町内会全体に占める割合は1.9%にとどまっており、野良猫対策としては効果が薄いのではないかと。なぜ地域猫活動が広がらないのか、地域猫活動は地域、ボランティア、行政の協働事業なのか。

△保健福祉局長 地域猫活動については、地域の問題を解決するための地域主体の活動である。本市では地域が自主的に地域猫活動を行うことができるよう、活動を行うための助言や不妊去勢手術を実施するなどの支援を行っているところである。

○楠委員 地域猫活動を始めるまでの流れ及び地域指定を受ける手順を尋ねる。

△保健福祉局長 地域猫活動を始めるまでの流れについては、初めに地域猫活動を行おうとする有志の方が、地域において説明会などを行い、町内会や自治会の合意を得た上で活動を開始することになり、この際、動物愛護管理センターが助言等を行っている。地域指定を受ける手順については、町内会長などの地域猫活動の代表者が動物愛護管理センターへ申請し、地域指定を受けることとなる。なお、動物愛護管理センターでは指定後1年間、不妊去勢手術を無償で実施している。

○楠委員 地域の環境を守りたいと、自腹で猫の不妊去勢手術を行いながら、地域猫活動の指定を受けるために取り組んでいる人が大勢いるが、町内会が地域猫活動を認めなければ指定を受けることができないため、ここでつまずき、諦めてしまう。猫を介した地域の問題であるにもかかわらず、地域が関心を示さず、猫好きの勝手な活動とみなされる。地域猫活動が成功するか否かは、地域ボランティアの力量ではなく、町内会の理解、協力に

左右されてしまう。全国的に猫の殺処分を減らし、野良猫問題を解決していくためには、今のところ地域猫活動を広げていくしか方法はない。地域、ボランティア、行政の3者の協働で地域猫対策に取り組んでいる東京都新宿区では、目をみはる数字の成果が出ていた。新宿区は9年前から地域猫対策に取り組んでいるが、猫の殺処分は5年間で4分の1に減少し16頭、猫に関する苦情件数は5年間で2分の1に減少し69件と、殺処分も苦情件数も毎年減少している。不妊去勢手術は全額補助ではなく半分の補助だが、毎年度1,000頭以上の手術を助成していた。地域猫対策の地域指定はなく、新宿区内が全て地域指定となり、不妊去勢手術の申請は町内会長ではなく個人で行われ、何度でも申請が可能となっている。新宿区の行政としての役目は、活動しているボランティアを孤立させないことであり、常にそばにいて、手術後の猫の管理も一緒に行っている。猫の苦情があれば地域の問題として町内会に声をかけ、何度も相談会を開催し、相談会に参加する人の中からボランティアを発掘し、協働作業へと誘導していくとのことである。活動内容を知らせるポスターや配布するチラシには、区役所の名称と電話番号が記載されているため、ボランティアの安心感と行政への信頼感は強いものがある。行政の名前と電話番号が載るだけでボランティアの活動が進むのであれば、本市も検討すべきと考える。あわせて、行政から町内会への粘り強い声かけなど、ボランティアを孤立させない取り組みも検討すべきと考えるが、所見を伺う。

△保健福祉局長 地域猫活動については、地域には野良猫そのものや、活動の内容についてさまざまな考えの人がいる中で合意形成を図り、地域の自主活動として進められているものである。このように地域それぞれに経緯がある中で、本市としては一律の支援ではなく、地元説明会や活動方法、さらに行政名の掲載なども含めて、それぞれの地域の実情に応じた支援を行っていくことが効果的であると考えている。

○楠委員 地域猫活動が広がらないもう一つの問題点は、不妊去勢手術の無料実施が1年間に限られていることである。1年たてば、猫の不妊去勢手術は自費となり、地域の負担となっている。1年間で地域猫の100%に手術ができればいいが、取りこぼしがあったり、隣の町内からやってきたりもするため、手術は2年目、3年目も必要である。途中で不妊去勢手術をすることなく活動をやめてしまえば、猫を減らすことはできず、地域にとっても本市にとってもマイナス要因が残るだけである。活動内容や手術猫の管理など、一定の条件を満たせば1年を過ぎても随時対応できるように支援すべきと考えるが、所見を伺う。

△保健福祉局長 1年間の指定期間内に地域内で管理する猫の手術を完了できなかった場合など、引き続き支援を行う必要がある場合については、支援期間の延長など柔軟に対応していく。

○楠委員 あと一つの問題が、公共の場所に野良猫が多いことである。新宿区は、新宿御苑のような大きな敷地内でも、一般の公園内でも、また公営住宅敷地内であっても、地域猫対策を積極的に行っている。本市においても、公共空間の環境を守るために、公園内や市営住宅敷地内での地域猫活動を可能にすべきと考えるが、所見を伺う。

△住宅都市局長 公園内については、餌やり行為等により公園に猫が集まることに不快感を持つ人もいるため、衛生面での管理が適切に行われることに加えて、地域住民や公園利用者の理解が得られる場合は可能と考えている。また、市営住宅敷地内については、住宅内での飼育につながらないことや、生活衛生上等の迷惑を及ぼさないことが市営住宅の管理上求められるため、市営住宅の入居者や地域、自治会の理解や協力が必要であると考えている。公園内や市営住宅敷地内での地域猫活動については、保健福祉局など関係局と連携をとりながら検討していく。

○楠委員 新宿区の野良猫の推定頭数は1万8,000頭であり、本市の5分の1程度であるが、新宿区が行う不妊去勢手術の頭数は本市の3倍となっている。殺処分数と苦情件数の成果に差が出るのは誰が見ても明らかであり、今後、手術の助成制度の改定も含め、現在活動している地域猫連絡協議会の意見も聞きながら、地域猫活動の支援制度の改善を進められるよう要望しておく。苦情の入り口は動物の猫であるが、環境問題や人間関係など、地域の問題として取り組むべきであり、動物愛護の担当部署の取り組みだけでは限界がある。例えばコミュニティ活性化を担う区の地域支援課や、社会的共生を担う社会福祉協議会などと連携し、おのおのが持つ支援メニューを重ねながら、問題解決に取り組んでいかなければならないと考える。10万頭いると言われる野良猫対策について、地域やボランティア団体とどのように協働し進めていくのか、行政間の連携をどのように図っていくのか、所見を伺う。

△保健福祉局長 地域猫活動については、地域においてさまざまな意見がある中、協議を重ねた上で、地域の総意として自主的に取り組んでいるという実態がある。この活動をより効果的に展開していくためには、地域コミュニティやボランティア団体など幅広い協力関係が重要であると考えており、今後、関係部局とも連携を図りながら、地域猫活動のより一層の活性化、効果的な展開に向けて取り組んでいく。

○楠委員 L G B T、性的マイノリティーへの支援について尋ねる。国際オリンピック委員会（I O C）は2014年12月の総会で、人種や宗教などに基づく差別を禁じたオリンピック憲章の根本原則に、恋愛の方向性を示す概念である性的指向を加えた。2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックの大会基本計画にも、多様性を認め合う対象として性的指向が明記された。日本社会が東京オリンピック・パラリンピックを迎えるに当たって、

LGBTへの差別解消や支援をどのように具現化していくのか、世界の目が注がれている。東京五輪を契機に、性的指向の世界の基準と日本の状況とのギャップを埋めるため、政府や自治体、企業においてもLGBT施策を進めていかななくてはならない。LGBTQという言葉があるが、Qとはどのような意味か。また、H、ヘテロセクシャルとはどのような意味か。

△市民局長 LGBTQのQは、クエスチョニングの頭文字で、性自認や性的指向を探している人や迷っている人などを指す言葉である。また、ヘテロセクシャルとは、異性愛及び異性愛者を指す言葉である。

○楠委員 本市の母子健康手帳には、医療機関が記載する出産時の性別欄に、男、女、そして不明と記載されている。この不明とはどのような意味か。また、性分化疾患とはどのような疾患なのか。

△こども未来局長 母子健康手帳の出産時の性別記載欄については、母子健康保健法施行規則に定められており、厚生労働省に確認したところ、性別の不明欄は、早産児などで外観から性別が判断できない場合とのことである。また性分化疾患については、難病情報センターによると、出生児の外性器異常等を招く極めて多様な病気の総称であり、性同一性障がいや不妊症などを伴う難病とのことである。

○楠委員 不明欄に記載された人のかなりの割合は早産児などと思うが、一部には、先天的に男性、女性の区別がつきづらい性分化疾患の人が含まれていると思われる。男性と女性の体の境界が不鮮明なさまざまな状態は約20種類以上あるとされており、このような体の状態を性分化疾患と呼んでいるが、心の性別、自分の脳が認める性別は、外見では決して判断できるものではない。母子健康手帳にチェックされた外見の性別に違和感がなくても、性的指向の観点から同性を恋愛の対象とする人もいる。性別を自分で認める性自認と、恋愛の方向性を示す概念である性的指向は全く別物であり、性的マイノリティー全体の困難さに私たちは理解を示さなければならない。現在、日本においてLGBTに当てはまる人はどれくらいいるのか。

△市民局長 性的マイノリティーについて、国などの公的機関による調査は現在のところ行われていないため、不明である。

○楠委員 (株)電通による課題対応専門組織、電通ダイバーシティ・ラボが昨年行った調査によると、LGBTに当てはまる人は13人に1人と算出された。横浜市や大阪市、渋谷区を初めとする東京の各区など、行政自身が電通の調査をもとに、13人に1人のLGBT

の人があなたのそばにいて、人権にかかわる広報を行っている。身近な存在としてのLGBTに関する課題解決に向け、国会ではどのような動きがあるのか。

△市民局長 報道等によると、平成27年3月17日に超党派の議員によりLGBTに関する課題を考える国会議員連盟が設立され、平成28年1月27日に開催された総会において、性的マイノリティーの差別を解消するための立法を検討するワーキングチームの設置が決定されたとのことである。

○楠委員 本年2月23日、自民党本部において、性同一性障がいや同性愛などLGBTに対する差別解消に向けた、性的指向・性自認に関する特命委員会の初会合が開かれている。また、公明党本部において、本年2月2日、性同一性障がいプロジェクトチームの名称変更と改編を行い、性的指向と性自認（SOGI）に関するプロジェクトチームを設置している。地方自治体においてのLGBT支援施策には、昨年パートナーシップ条例を可決した渋谷区が大きく報道されたが、他都市ではどのようなLGBT施策が進められているのか。

△市民局長 他都市の施策については、本市と同様に、人権教育・啓発に関する基本計画などにおいて、人権問題の一つとして性同一性障がいや性的マイノリティーを位置づけ、市民啓発や相談等の事業を実施している都市がある。特徴的な取り組みとしては、東京都世田谷区ではパートナーシップ宣誓書受領証の交付、東京都文京区と多摩市では条例により性的指向・性自認による差別の禁止、大阪市淀川区ではLGBT支援宣言、また横浜市では支援事業として、臨床心理士による専門相談の実施や交流スペースの提供が行われている。

○楠委員 28年度の本市におけるLGBTへの支援に関する予算額と事業内容を尋ねる。また、新しい支援の取り組みがあれば示されたい。

△市民局長 市民局においては、性的マイノリティーへの支援に特化した予算は計上していないが、人権啓発センターでは、人権関係団体として登録されている団体に会議室の提供を行うとともに、人権に関する総合相談窓口を設置しており、予算額については、研修や相談に関する事業費3,909万5,000円の中に含まれている。また、市民向け人権講座において性的マイノリティーに関する講演も予定しており、予算額については、市民向け人権講座に関する事業費43万6,000円の中に含まれている。男女共同参画推進センターでは、総合相談やDV相談、法律相談、さらに男性相談の窓口を設置し、性的マイノリティーに関する相談についても受けており、予算額については、相談に関する事業費2,377万9,000円の中に含まれている。また、アミカス市民グループ活動支援事業において、当事者団体



が行う啓発イベントに対して、会場使用料の免除やチラシを印刷する際の支援などを行っており、予算額については、市民グループ活動支援事業費 186 万 4,000 円の中に含まれている。さらに、25 年度から市役所の各種申請書等について、人権尊重の視点から不要な性別記載欄の廃止を順次行っている。

△子ども未来局長 子ども未来局においては、子ども総合相談センターで 24 時間電話相談事業を実施しており、総合相談経費 7,378 万 1,000 円の中で、LGBT に悩んでいる子どもや保護者から 24 時間の電話相談を受けている。

△保健福祉局長 保健福祉局においては LGBT に特化した予算はないが、LGBT の一部である性同一性障がいについて従来から相談を受けており、さらに 27 年度からは新たに月 2 回の専門電話相談を開設したところである。なお、これに係る予算額については、精神保健福祉センター事業費 2,134 万 7,000 円の中に含まれている。

○楠委員 26 年度に本市に寄せられた LGBT に関する相談件数は何件か。また、その件数は増加しているのか。

△市民局長 性的マイノリティーに関する相談件数については、アミカス相談室において 26 年度に 6 件の相談を受けている。27 年度は 2 月末現在で 2 件の相談を受けており、増加傾向にはない。

△子ども未来局長 子ども総合相談センターでは、26 年度は 8 件の電話相談を受けているが、特に増加傾向はない。

△保健福祉局長 精神保健福祉センターでの 26 年度の性同一性障がいに関する相談は 4 件である。27 年度は 2 月まで 5 件であり、大きな変化は認められない。

○楠委員 福岡県は 28 年度から、女性だけでなく男性や LGBT の DV 被害を減らす目的で、専用相談窓口を開設する。男性は週 3 回、LGBT は月 2 回、電話相談を受け付けるが、福岡県によると、LGBT の DV 被害専用窓口の設置は都道府県レベルでは初めてということである。LGBT に関する相談件数が増加している福岡県とは状況が違うが、本市の相談窓口は、LGBT の苦しみや悩みの受け皿になり得ていないのではないかと考える。平成 25 年に LGBT 支援宣言をした大阪市淀川区の取り組みを調査してきた。淀川区の榊区長は市の職員ではなく、公募で選ばれた民間出身者である。この榊区長が、ゲイであるアメリカ総領事リネハン氏と出会ったことがきっかけとなり、無理解や偏見による高い自殺率など、LGBT の社会問題に関心を持ち、区の独自事業としてスタートしている。

「LGBTは病気でもなければ変態でもない。人権を守るのは行政の役目である」と、LGBT支援宣言からスタートし、26年度に初めて予算を組み、性的マイノリティーで悩んでいる人の声を聞く相談事業を始めている。月に4回行われる電話相談は8カ月で1,000件を超え、電話がつながるのに30分以上かかったとのことであり、そのことから、LGBTはいないのではなく言えないのだということを確認したとのことである。また、月に2回、外部会場を借り、お茶会と称してコミュニティスペースを設け、LGBTの人の居場所づくりを行っている。この取り組みは、両隣の区に広がりを見せ、28年度の大阪市全体の人権総合計画にも盛り込まれるとのことである。本市においても専用の相談窓口など、少しでも支えになる支援を今後検討していくべきと考えるが、所見を伺う。

△市民局長 性的マイノリティーへの支援については、当事者本人や家族などに対して、相談などの機会を捉え、必要に応じて当事者団体などに関する情報提供を行っていく。また、庁内の関係部署や相談窓口相互の連携強化を図るとともに、性的マイノリティーの方に適切に対応できるよう、相談を担当する職員に対する研修を実施するなどの取り組みを検討していく。

○楠委員 私は、福岡で働く性同一性障がいの27歳の若者に会い、話を聞くことができた。27歳の若者は今は男性だが、3年前までは女性であった。女の子として生まれ、小学校の低学年までは天真爛漫な明るい子だったが、高学年になると体の変化に心が揺れ動き、何より胸の膨らみが苦痛となり、プールの授業には1回も出ることはなかった。中学、高校のセーラー服は嫌でたまらず、「一体、自分は何者なんだ。このまま大人になっても大丈夫なのか」と葛藤の日々であった。学校でも家でもひとりぼっちで、どこにも自分の居場所はなかった。女性の声が自分の口から出るのが嫌で、しゃべることもやめてしまい、一人でも理解してくれる先生がいて、私に声をかけてくれていればと昔を振り返っていた。19歳のときにインターネットの情報から、ようやく自分が性同一性障がいと確信し、適合手術を受けて男性として生きることを決意する。23歳のときに今の会社で働き出してすぐに職場の同僚や上司、家族にカミングアウトし、職場や家族の理解、協力のもと、週2回のホルモン注射治療が始まる。性別の適合手術を受けるためには、1年間のホルモン注射治療の継続と、精神科と産婦人科の複数のドクターからの診断書が必要となるが、それらを乗り越え、適合手術を受けるためにタイ国に向かう。痛みで立ち上がることもできない12日間の入院を終え、3週間後には職場への復帰がかなった。そして24歳のときに家庭裁判所の手続を経た後、晴れて女性から男性への戸籍変更手続が完了し、現在は体つきも声も男性であり、精神的に一番安定しているとのことである。今後の夢は、結婚して家族を持ちたいとのことであった。話を聞き、この若者に対して行政や社会全体で手を差し伸べるべき場面が幾つもあったと感じた。LGBTへの理解者をアライと言う。当事者はカミングアウトしていない人、したくない人もいるため、その数を正確に把握することは

きないが、理解者であるアライの数は目標にできる。私も当事者である若者の話を聞き、心の底から理解者になった。また、教育委員会のLGBT養護教諭研修に参加した教諭が、ボランティアからももらった「ひとりぼっちじゃないよ、声をかけてもいいんだよ」というメッセージを示すレインボーシールを自分が使うボールペンに張っていると聞いた。本市も、当事者を迎え入れて、職員に対する研修会や意見交換会など積極的に開催しながら、理解者であるアライをふやし、理解者としての立場をいろいろな形で表明するなど、今後の支援を検討していくべきと考えるが、所見を伺う。

△市民局長 職員への理解を広げることについては、研修等において当事者を招き講演や意見交換を実施するなど、性的マイノリティーへの理解者がふえるよう取り組みを進めていく。

○楠委員 私が話を聞いた27歳の若者は、体つきも声も男性となり、本人が長年望んでいた本来の姿で今は生きている。女性の体で生まれ、20年以上、体と心の違いに四六時中苦しみ、想像を超える偏見と闘ってきたこの若者には幸せになる権利がある。そして、今もなお苦しみ闘っているであろう当事者が私たちのすぐ近くにもいるため、知らないふりをしてはならない。多様性を認めることが当たり前のまちになることを目指し、今後、本市はLGBTへの支援をどのように進めていくのか、市長の所見を伺う。

△市長 本市では多様性を認め合い、性的マイノリティーの方も含め、全ての人の人権が尊重されなければならないと考えており、みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡をまちづくりの目標像として掲げ、市政の柱の一つとして推進しているところである。性的マイノリティーの人権問題については、28年度から、人権教育・啓発の実施計画において取り組むべき課題として位置づけ、当事者本人やその家族が差別や偏見に苦しむことがないように、職員はもとより、市民や企業の理解を深めるために、市民啓発や企業研修などに取り組んでいく。今後とも性的マイノリティーを含めたさまざまな人権問題について、現状と課題を十分に認識し、人権を尊重し、人の多様性を認め合うまちの実現に向けて、全庁体制で推進していく。